

鎌倉市都市景観条例の改正について

【1. 条例改正に至った背景及び趣旨】

景観法運用指針が平成28年3月に改正され、景観法第16条の規定に基づく届出に係る行為については、事業者と景観行政団体とでできる限り早期に調整を始めることが有効であると示されました。このため、鎌倉市都市景観条例を改正し、届出に係る行為について、事業者と景観行政団体である市との景観配慮協議を位置付けようとするものです。

また、景観計画区域内、景観地区及び景観形成地区などにおける建築等について、手続きを適用除外としている項目が複雑になっている状況を整理する必要があり、これも併せて条例改正します。

【2. 条例改正の内容】

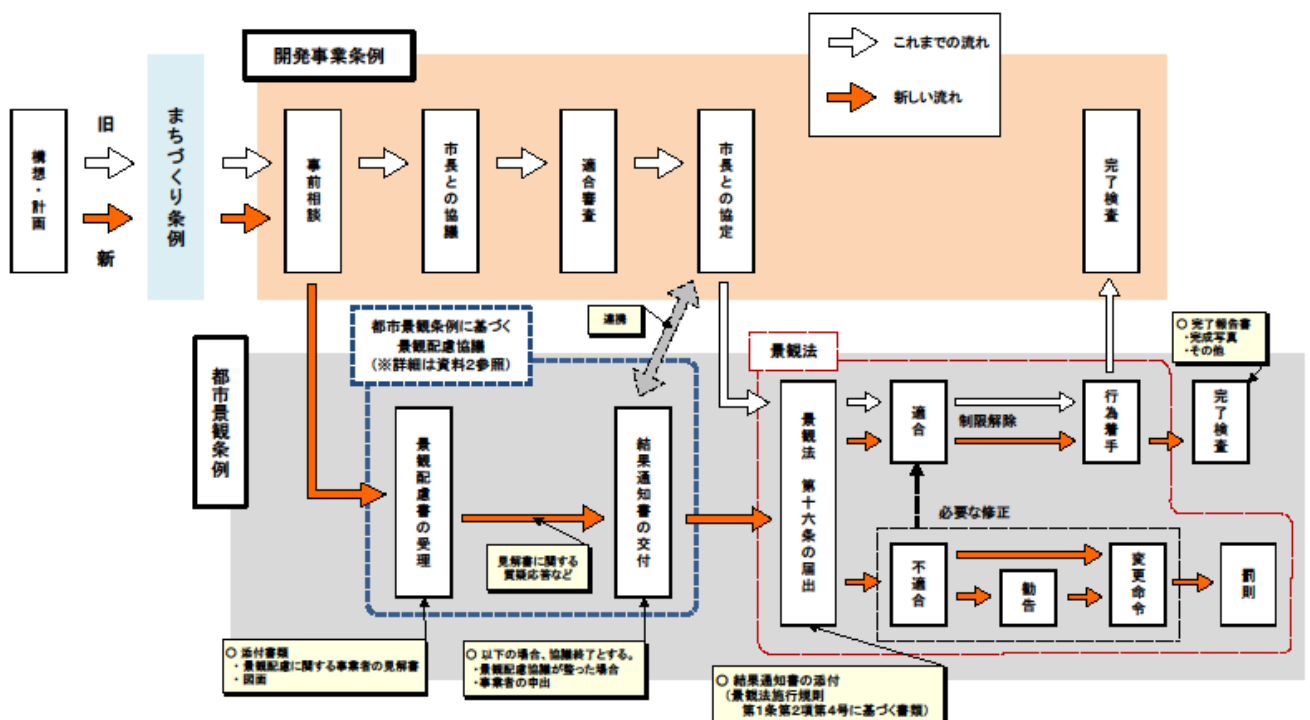
(1) 景観配慮協議の位置づけ

建築・開発事業における景観計画に関する協議について、鎌倉市開発事業における手続及び基準等に関する条例（以下「開発事業条例」という。）に基づく事前相談以降は、都市景観条例に基づく景観配慮協議を経て、景観法第16条の届出及び第63条の認定申請を受理する仕組みとします。

この手続きの流れは、景観法運用指針においても「良好な景観形成のため景観法第16条の届出前に事業者と景観行政団体ができる限り早期に調整を始めることが有効である」と示されており、先進市である香川県高松市や横須賀市を参考にしています。

手続きの流れの変更については、図を参照してください。（拡大図は資料1）

都市景観条例改正のイメージ図



(2) 各種手続き等における適用除外項目の整理

軽易な行為や、やむを得ない行為など、各種手続き等を適用除外とすべきと考えられるものは、ア～オのとおりです。しかしながら、現在の条例における手続きは、表のとおりとなっています。このため、条例を改正し、適用除外項目を整理する必要があります。

《適用除外とすべきもの》

- ア 建築物の外観を変更することとなる修繕若しくは模様替え又は色彩の変更に係る部分の面積が 10 平方メートル以下のもの
- イ 仮設の建築物で延べ面積が 10 平方メートル以下のもの
- ウ 地下に設ける建築物
- エ 景観重要建築物等（第 30 条第 1 項により指定された建築物等）
（※第 31 条第 1 項で届出が規定されており、複数の手続きが必要になっている。）
- オ 非常災害のため必要な応急措置として行う行為

	法第 16 条に基づく届出		景観地区の認定申請	景観形成地区の届出
	特定地区以外	特定地区		
ア 建築物の外観を変更することとなる修繕若しくは模様替え又は色彩の変更に係る部分の面積が 10 平方メートル以下のもの	×	○	○	○ 規則
イ 仮設の建築物で延べ面積が 10 平方メートル以下のもの	×	△	△	△ 規則
ウ 地下に設ける建築物	×	○	○	○ 規則
エ 景観重要建築物等（第 30 条第 1 項により指定された建築物等）	×	×	×	×
オ 非常災害のため必要な応急措置として行う行為	○ 法	○ 法	×	○

○：適用除外として規定されている。

×

△：仮設建築物で延べ面積が 10 平方メートルを超えるものも適用除外になっている。

【3. 意見公募期間：平成 28 年 10 月 26 日～平成 28 年 11 月 24 日】

鎌倉市役所 まちづくり景観部 都市景観課

TEL : 0467(61)3477

FAX : 0467(23)3247

Email : keikan@city.kamakura.kanagawa.jp